

立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項で規定する間接補助金を立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助金の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表1に定めるとおりとし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

2 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業者の登録等)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、別表1の事業者登録申請の部に規定する事業者登録申請書及び添付書類を提出期限までに提出し、事業者登録をしなければならない。

2 前項に規定する登録申請の内容に変更があった場合は、速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第5条 交付申請書の様式、申請書に添付を要する書類及び提出期限は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項に規定する補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率

を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当するとき。

(2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)に該当するとき。

(3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するとき。

(4) 個人にあつては、暴力団員に該当するとき。

(変更交付申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は補助金の交付申請の内容を変更しようとする場合は、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

(1) 役員の変更

(2) 事業所の所在地の変更(立山町内から町外への移転を除く。)

(3) 連絡先の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか町長が軽微な変更と認める事項

2 町長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備

え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の重要な財産を町長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄すること（以下「財産処分」という。）を行ってはならない。

(3) 前号に規定する財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 財産処分に係る必要な手続については、第17条に定めるもののほか、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この条において「基準」という。）の例による。

3 基準第4に定める財産処分納付金について、町長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、速やかに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第6号）を町長に提出し、その旨を報告するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第6条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 第8条第1項第2号の規定に違反して、取得財産等の財産処分を行ったとき。

(5) 正当な理由がなく第11条に定める報告を拒んだとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定による交付の決定を取り消したときは、補助事業者

に立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金取消通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（報告等）

第11条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別表1の実績報告の部に規定する実績報告書及び添付書類を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告し、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定する場合にあっては、当該税額の確定後、速やかに規則第14条第3項に定める消費税等仕入控除税額確定報告書を提出することにより町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定して、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金交付額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条に規定する額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は速やかに第12条の規定に準じ当該経費を減額して作成した実績報告書を町

長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第6条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 町長は、第10条に規定する取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 第8条第1項第2号の規定による財産処分に係る町長の承認の申請は、あらかじめ(天災その他事故の責めに帰することができない事由がある場合にあっては、事後に遅滞なく)、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金財産処分承認申請書(様式第11号)を町長に提出して行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、立山町第三者所有モデル再エネ・省エネ設備導入支援事業費補助金財産処分承認通知書(様式第12号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(書類の整備保管)

第18条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第8条第1項第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業報告書の提出)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間の期間について、毎年度、事業報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める添付書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 自家消費型太陽光発電設備(第三者所有モデルの電力販売契約(以

下「PPA」という。)) 自ら居住する住宅の所有者で立山町内に住所を有する者(以下「需要者」という。)が自ら居住する住宅の敷地内に本事業により導入した太陽光発電設備を設置し、その発電設備で発電する電力量の30パーセント以上を自家消費していることを証するもの(様式第13号別紙)

(2) 高効率給湯器(リース) 需要者が自ら居住する住宅の敷地内に本事業により導入した高効率給湯器を設置したことにより、当該高効率給湯器導入前に使用していた給湯器等に比べ30パーセント以上の二酸化炭素排出量効果が得られていることを証するもの

(実施細則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年3月31日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第10条及び第15条から第19条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 12 条関係）

(1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A）

補助金の目的	P P A による太陽光発電設備整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及を目的とする。
補助対象者	P P A 事業者（P P A により需要者の所有する住宅に太陽光発電設備の設置及び保守管理等を行う事業者）
補助対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を P P A により設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業） 2 重点対策加速化事業（2）交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件を満たすこと。 2 補助金の充当により、需要者が負担する使用した発電電力の買取料金等（以下「サービス料」という。）から、補助金相当額が減ぜられること。 3 太陽光発電設備を設置した需要者の発電電力量及び自家消費量を報告すること。 4 需要者が自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業であること。 5 需要者が第 12 条の規定による実績報告の時点において、補助事業に係る住宅が所在する土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者であること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

補助金額		7万円／kW (ただし、35万円を上限とする。)
事業者登録申請	事業者登録申請書	様式第1号
	添付書類	・役員等氏名一覧表(様式第1号別紙) ・登録申請者の登記事項証明書の写し
	提出期限	登録申請をする日の属する年度の1月末まで
交付申請	交付申請書	様式第2号
	添付書類	・事業計画書(様式第2号別紙1) ・各種設備の設置に係る誓約書(様式第2号別紙2) ・見積書の写し ・平面図(工事箇所がわかるもの) ・補助対象設備のカタログ等 ・その他町長が必要と認める書類
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
交付決定	交付決定通知書	様式第3号
	交付決定通知書の交付時期	交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告	実績報告書	様式第8号
	添付書類	・実績報告書総括表(様式第8号別紙1) ・実績報告書個票(様式第8号別紙2の1) ・各種事業実施に係る承諾書(様式第8号別紙3) ・補助対象事業契約書の写し ・補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し ・施工前後の写真(カラー写真で、設備全体の全体が確認できるもの) ・補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し

		<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し ・補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 ・需要者が自ら居住する住宅の敷地内に本事業により導入した太陽光発電設備を設置し、その発電設備で発電する電力量の30パーセント以上を自家消費していることを証するもの ・その他町長が必要と認める書類
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、1か月以内	
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は供給した電気量に応じて一定の供給促進交付金を給付する制度（以下「FIP」という。）の認定を取得しないこと。 ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。なお、中古設備ではないこと。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、需要者以外と環境価値の取引を行わないこと。 	

(2) 高効率給湯器（リース）

補助金の目的	住宅の高効率給湯器の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、二酸化炭素の排出抑制を目的とする。
補助対象者	リース事業者（リース契約により需要者の所有する住宅に導入する高効率給湯器の設置及び保守管理等を行う事業者）

補助対象事業		<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業） 2 重点対策加速化事業（2）交付対象事業の内容エ住宅・建築物の省エネ性能等の向上（ヌ）高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 補助金の充当により、リース料金から、補助金相当額が減ぜられること。</p> <p>3 需要者が自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業であること。</p> <p>4 需要者が第12条の規定による実績報告の時点において、補助事業に係る住宅が所在する土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
補助金額		補助対象事業費の 1 / 2 (ただし、40万円を上限とする。)
事業者登録申請	事業者登録申請書	様式第1号の2
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等氏名一覧表（様式第1号の2別紙） ・登録申請者の登記事項証明書の写し
	提出期限	登録申請をする日の属する年度の1月末まで
交付申請	交付申請書	様式第2号
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第2号別紙1の2） ・各種設備の設置に係る誓約書（様式第2号別紙2） ・見積書の写し ・平面図（工事箇所がわかるもの） ・補助対象設備のカタログ等 ・その他町長が必要と認める書類

		※自家消費型太陽光発電設備（PPA）と添付書類が重複する場合は、当該書類を省略できる。
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
交付決定	交付決定通知書	様式第3号
	交付決定通知書の交付時期	交付申請書收受後、おおむね1か月
実績報告	実績報告書	様式第8号
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書総括表（様式第8号別紙1） ・実績報告書個票（様式第8号別紙2の2） ・各種事業実施に係る承諾書（様式第8号別紙3） ・補助対象事業契約書の写し ・補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し ・施工前後の写真（カラー写真で、設備全体の全体が確認できるもの） ・補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し ・需要者が自ら居住する住宅の敷地内に本事業により導入した高効率給湯器を設置したことにより、当該高効率給湯器導入前に使用していた給湯器等に比べ30パーセント以上の二酸化炭素排出量効果が得られていることを証するもの ・その他町長が必要と認める書類 ※自家消費型太陽光発電設備（PPA）と添付書類が重複する場合は、当該書類を省略できる。
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内

その他交付要件	<ul style="list-style-type: none">・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。なお、中古設備ではないこと。・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、需要者以外と環境価値の取引を行わないこと。
---------	---

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。（必要最小限度の範囲とすること。）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要

			する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等にかかる調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。